

【重要】

2023年1月6日

関係者各位

再生債務者 株式会社MTGOX
再生管財人 弁護士 小林 信 明

弁済方法の選択及び弁済先情報登録期限並びに弁済期限日変更のお知らせ

弁済に向けた手続に関し、重要な情報が含まれておりますので、再生債権者の皆様は必ずご確認ください。

1. 弁済方法の選択及び弁済先情報登録期限の変更

2022年10月6日付「弁済方法の選択及び弁済先情報登録機能のリリースに関するご案内」(https://www.mtgox.com/img/pdf/20221006_announcement_ja.pdf)のとおり、再生管財人は、再生計画に基づく弁済に関し、再生債権者が弁済方法の選択及び弁済先情報の登録（以下「**本件選択及び登録**」といいます。）を行うための機能を再生債権届出システム（「<https://claims.mtgox.com/>」のURLからアクセスできるシステムをいい、以下「**本システム**」といいます。）にリリースしています。

本件選択及び登録の期限は、いずれも2023年1月10日（日本時間）となっておりましたが、今般、再生債権者の皆様の本件選択及び登録の進捗状況等の諸般の事情に鑑み、裁判所の許可を得て、**本件選択及び登録の期限を2023年3月10日（日本時間）に変更いたしました。**

現時点で本件選択及び登録を完了していない再生債権者は、上記2022年10月6日付のご案内、その他の再生管財人が提供している情報を参照の上、速やかに本件選択及び登録を完了してください。上記の新たな期限までに本件選択及び登録を完了しない場合、以下の弁済を受けることができません。場合によっては、必要な書類等を株式会社MTGOXの本店又は再生管財人が指定する場所に持参して、日本円（現金）による弁済を受けていただく（再生債権者がその弁済を受け取れない場合には、弁済額が法務局へ供託される）可能性があります。

- ・ 早期一括弁済
- ・ 仮想通貨再生債権の一部に対する仮想通貨での弁済

【重要】

- ・銀行送金による弁済
- ・資金移動業者による送金を用いた弁済

また、既に本件選択及び登録を完了している再生債権者は再度本件選択及び登録を行う必要はありません。なお、既に本件選択及び登録を完了している場合でも、上記の新たな期限までは本件選択及び登録の内容を修正することが可能です。ただし、上記の新たな期限の経過後、可能な限り速やかに弁済を実施するため、再生管財人は、本アナウンスの掲載後から、本件選択及び登録の内容等を確認する作業を開始します。かかる確認作業を円滑に実施する観点から、既に本件選択及び登録を完了している場合は、その内容の不必要な修正は控えていただきますようお願い申し上げます。なお、確認作業の結果、本件選択及び登録の内容等に不備が認められた場合には、本件選択及び登録等の内容の補正についてご連絡させていただく可能性がございます。

2. 基本弁済期限日・早期一括弁済期限日・中間弁済の期限日の変更

本件選択及び登録の期限日の変更に伴い、裁判所の許可を得て、基本弁済期限日、早期一括弁済期限日及び中間弁済の期限日も2023年7月31日（日本時間）から2023年9月30日（日本時間）に変更いたしました。

3. お問い合わせ先

本件選択及び登録に関して不明点がある場合には、本システムにログインの上、画面右上の「よくあるご質問 (FAQ)」のボタンからアクセスできる、お問い合わせフォームよりお問い合わせください。

なお、本システムにログインせず、以下の URL からアクセスできるお問い合わせフォームよりお問い合わせいただくことも可能ですが、問合せ者と再生債権者の同一性が確認できず、お問い合わせに対する円滑な対応が困難となる可能性がありますので、本システムにログインが可能な場合は、ログインした上でお問い合わせください。

<https://claims.mtgox.com/faq>

なお、お問い合わせフォームからは多数の問合せを受領しているため、返信がタイムリーになされない可能性があることにつき、予めご了承ください。

以上